

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和8年2月16日 午前 10時00分

2 閉 会 令和8年2月16日 午後 0時20分

3 場 所 市役所6階 602会議室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	三 上 啓 子
委 員	瀬 尾 英 子

5 会議に出席した者

教育部長	江 口 真 弓
教育部参事兼教育総務課長	
兼地食べ学校給食センター所長	
	藤 原 直 樹
教育部参事兼部活動改革推進室長	
	矢 吹 慎 一
学校教育課長	村 山 俊
こども夢づくり課長	大 西 隆 之
文化スポーツ部生涯学習課長	
	小 原 靖 子
教育総務課長補佐	前 原 夕美子

6 会議録署名委員

久 山 延 司	三 上 啓 子
---------	---------

7 付議事件

議案第1号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第11号）について

原案可決

議案第2号	令和8年度総社市一般会計当初予算について	原案可決
議案第3号	総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第4号	総社市学校給食費無償化に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第5号	総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について	原案可決
議案第6号	校長の勤務評価について	原案可決
議案第7号	総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	原案可決
議案第8号	総社市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の 制定について	原案可決
議案第9号	総社市立保育所条例の廃止について	原案可決
議案第10号	総社市水辺の楽校指定管理者の指定について	原案可決
議案第11号	総社市きよね夢てらす指定管理者の指定について	原案可決
承認第1号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第10号）について	原案可決

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午前１０時００分】

◆久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。この教育委員会には、議案１１件、承認１件が付議されております。なお、議案第６号「校長の勤務評価」については、最後に審議したいと思いますので、ご了承願います。まず、議事録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第１６条の規定により、私のほか出席委員中、三上委員にお願いします。

では、議案第１号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第１号）」について事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは、議案第１号「令和７年度総社市一般会計補正予算（第１号）」について教育総務課から順に説明をさせていただきます。議案の１ページ目をご覧ください。教育総務課下段の【歳出】からご説明いたします。教育振興費/教育扶助費/特別支援教育就学奨励費及び就学援助費につきまして、単価の改訂による増額分が不足することなどから、あわせて３６２万３０００円を計上するものでございます。次に上段の【歳入】についてですが、ただいまご説明いたしました、特別支援教育就学奨励費等の増額分に対する国庫補助金３万３０００円を計上するものでございます。教育総務課分については以上でございます。

◆大西こども夢づくり課長 失礼いたします。続きまして、こども夢づくり課分の補正予算でございます。まず便宜【歳出】予算でございますけれども、児童福祉総務費/特例保育施設助成事業/負担金、補助及び交付金７６６万円につきましては、特例保育施設補助金の執行見込み減による減額でございます。児童福祉施設費/保育所等管理経費/委託料３４６万８０００円につきましては、乳児等通園支援事業の事業期間の短縮等による減額でございます。次に、幼稚園費/幼児教育・保育無償化関連経費/扶助費１８８万１０００円につきましては、市外幼稚園に係る利用者等減による減額でございます。次に、【歳入】予算につきましては、歳出予算の減額に伴います国庫補助金及び県補助金の減額でございます。こども夢づくり課分は以上でございます。

◆小原生涯学習課長 続きまして、生涯学習課分についてご説明をいたします。２ページをご覧ください。公民館経費について、【歳出】からご説明いたします。款 教育費/項 社会教育費/目 公民館費１億２５５万８０００円の減額は、各公民館経費の修繕料において、照明機器のLED化修繕額が確定したことにより減額するものでございます。上段に戻り、【歳入】のご説明をいたします。款 市債/項 市債/目 教育債の１億８００万円の減額は、公民館整備事業債について照明機器のLED化修繕額確定に伴う減額でございます。続きまして、図書館経費について【歳出】からご説明いたします。款 教育費/項 社会教育費/目 図書館費/図書館管理運営経費４０３万円の減額は、図書館長が会計年度任用職員でなかったため、人件費に係る経費の減額及び、照明機器のLED化修繕額が確定しましたことにより、減額するものでございます。上段に戻り【歳入】のご説明をいたします。款 諸収入/項 雑入/目 雑入１万９０００円は、図書館長の雇用保険料本人負担分の減額でございます。

す。また、款 市債/項 市債/目 教育債の260万円の減額は、図書館整備事業債について、照明器具のLED化修繕額確定に伴う減額でございます。以上です。

◆村山学校教育課長 続きまして、学校教育課分についてご説明いたします。その次の3ページをご覧ください。こちらは、令和8年度からの放課後児童クラブの指定管理委託事業者の指定にあたり、指定管理期間を令和8年度からは3年間としたことにより、今年度、令和7年度の予算で5年間としていた債務負担行為の期間を、令和8年度から令和10年度までの3年間と変更するものでございます。限度額につきましても、3年間の期間にあわせて再計算をしております。以上でございます。

◆藤原教育総務課長 それでは続きまして、4ページをご覧ください。繰越明許費についてご説明いたします。自治体予算の原則といたしまして、会計年度独立という原則がございますけれども、この繰越明許費は、経費の性質や予算成立後の何らかの理由で、その年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用できるようにする予算のことでございます。まず、教育総務課分でございますが、小学校施設維持管理経費/修繕料2640万円、中学校施設維持管理経費/修繕料930万円の繰越明許費につきましては、小学校・中学校ともに、特別教室への空調設備設置業務に係るものでございまして、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため、令和8年度に繰り越そうとするものでございます。

◆大西こども夢づくり課長 こども夢づくり課分の繰越明許費でございます。まず、児童福祉総務費/私立保育所助成事業/負担金、補助及び交付金926万円につきましては、新設のほのぼの小規模保育園の施設整備に遅れが生じ、年度内完了が困難となること、また、児童福祉施設費/私立保育所等施設整備事業/負担金、補助及び交付金6146万8000円につきましても、すずらん保育園の施設整備に遅れが生じまして、年度内完了が困難となることから、繰越しようとするものでございます。以上でございます。

◆久山教育長 事務局からの説明は以上ですが、この議案第1号について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

◆三宅委員 LED化の修繕費が確定したというのは、当初予算よりは少なくなったのですか。

◆小原生涯学習課長 当初予算額よりも執行額が少なくなったために減額するものでございます。以上です。

◆三宅委員 分かりました。かなり大きいから。

◆江口教育部長 入札残です。

◆久山教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。この中で、予算をみていく中で、放課後児童クラブの指定管理の期間を3年にするという、施策の変更というか、そういうのも見えてくると思います。これは、民営化だとか、市の直営だとか、いろんなことを検討している。それを急ぐというものです。それから、こども夢づくり課で、繰越明許の説明のところで、小規模保育園も、既存のすずらん保育園を建設しているのですけど、いろんな事情

があって遅れるということです。

◆**児島委員** それを次の年に送ることができるわけですか。

◆**久山教育長** そうです。そういうことです。

◆**児島委員** だめと言われることもありますよね。

◆**久山教育長** それは議会に対して説明してですね。概ねは、この前の文教福祉委員会でこの辺りのことは説明しております。特にものすごく追及されるとか、だめなのではないとか、そういうことは意見としては出ておりません。よろしいでしょうか。それでは議案第1号については、可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆**久山教育長** それでは可決ということで、ありがとうございました。それでは、議案第2号「令和8年度総社市一般会計当初予算について」事務局から説明願います。

◆**藤原教育総務課長** それでは、議案第2号「令和8年度総社市一般会計当初予算について」ご説明をいたします。議案の1ページをご覧ください。まず、令和8年度当初予算の一般会計総額は、343億8000万円で、前年度に比べまして6億7000万円の減、率にして1.9%の減となっておりますが、予算規模で申し上げますと、昨年に次ぐ過去3番目の予算額となっております。このうち教育費に係る予算規模につきましては、約57億5000万円で、前年度比約10億5000万円の増、率にして22.4%の増、総務費・民生費のうち、教育委員会分については約46億7000万円で、前年度比約4億8400万円、率にして11.6%の増となっております。具体の説明は後ほど各課から説明させていただきますが、予算規模が大きくなった要因といたしましては、教育費においては、小中学校におけるGIGAスクールの児童生徒用端末の更新や、中学校体育館及び小中学校特別教室への空調設置等によるものでございます。また、スポーツ部門は現在、教育委員会の所管からは外れておりますが、予算的には教育費に分類されることから、きびじアリーナの空調設置に必要な経費を計上していることも、教育費の増額要因となっております。また、総務費・民生費では、新設の私立保育所や、定員増に伴う移転・新築を行う私立保育所に対する施設整備の補助、また、小規模保育事業所が新たに2園開所することに伴う運営委託費の増などが、主な増額要因となっております。本当初予算につきましては、今月24日開会の令和8年2月定例市議会において、審議・議決の後、確定する運びとなっております。それでは、議案を1枚お開きいただきまして、各課の予算についてご説明をいたします。まず、教育総務課分の予算から順に説明させていただきます。【歳出】から説明させていただきますので、3ページをご覧ください。上から順にご説明いたします。まず総務費でございます。学校給食費実費徴収金還付金は、前年度までに徴収し過ぎた給食費について、還付を行うためのものでございます。続きまして教育費ですが、まず教育総務費でございます。教育委員会経費につきましては、教育委員会に要する経費で、教育長を除く委員4名の方への報酬が主なものでございます。庶務一般事務経費につきましては、教育委員会事務局における事務的諸経費のほか、各学校で創意工夫の上、教育活動に取り組んでいただくための学校自由枠交付金が

主なものでございます。通学路整備事業につきましては、通学路に設置した防犯カメラの管理経費、次の義務教育学校経費につきましては、旧維新小エリアから義務教育学校までの、スクールバスの運行に係る経費をそれぞれ計上しております。次の、人材育成山本あすなろ基金奨学金につきましては、経済的な理由で大学への就学が困難な学生を対象とした給付型の奨学金で、今年度選考した奨学生 1 人に対する支給に必要な経費でございます。次に、小学校費でございます。小学校一般経費につきましては、会計年度任用職員の人件費のほか、電算機器などの借上料、備品や消耗品の購入費等が主なものでございます。小学校施設維持管理経費につきましては、光熱水費、施設修繕、建物警備委託などの小学校の維持管理的な経費が主なものでございます。教育扶助費については、一定以下の所得の世帯に対して、学用品費等の助成を行う就学援助費のうち、小学生に係るものでございます。次の、小学校施設整備事業につきましては、総社東小学校の児童数増に対応するための普通教室の増築、外壁改修等の長寿命化を行うための設計をしようとするものでございます。続きまして、中学校費でございます。中学校一般経費につきましては、会計年度任用職員の人件費のほか、電算機器などの借上料、備品や消耗品の購入費等が主なものでございます。中学校施設維持管理経費につきましては、光熱水費、施設修繕、建物警備委託料などの中学校の維持管理的な経費が主なものでございます。教育扶助費につきましては、一定以下の所得の世帯に対して、学用品費等の助成を行う就学援助費のうち、中学生に係るものでございます。次の、中学校施設整備事業につきましては、中学校体育館への空調設置のために必要な経費を計上するものでございます。続きまして、幼稚園費でございます。幼稚園一般経費につきましては、会計年度任用職員の人件費のほか、備品や消耗品の購入費等が主なものでございます。幼稚園施設維持管理経費につきましては、光熱水費、施設修繕、建物警備委託料などの幼稚園の維持管理的な経費が主なものでございます。続きまして、社会教育費でございます。社会教育一般事務経費は、総社市人権教育推進協議会への補助金を計上しているもので、その次の人権教育推進事業につきましては、巡回講演会等の講師謝礼、人権作文・標語の募集に伴う入賞者の賞品代などが主なものでございます。次に、人権教育研修講座開設事業につきましては、人権教育指導者育成講座等の講師謝礼、参加される方のお子様の託児に対する謝礼などが主なものでございます。最後に、教育集会所事業につきましては、長良文化センター・中原会館の館長 2 人の報酬、運営委員の報酬のほか、光熱水費、施設修繕、建物警備委託料等、維持管理的な経費が主なものでございます。教育総務課分の【歳出】といたしまして、総務費・教育費あわせて、10億3292万4000円を計上いたしております。続いて【歳入】のうち主なものについて説明いたしますので、2 ページをご覧ください。2 段目の国庫支出金/国庫補助金/教育費国庫補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費及び就学援助費に係る補助金と、中学校体育館への空調設置に係る補助金でございます。次の段の県支出金/県補助金/教育費県補助金につきましては、国による学校給食費の抜本的な負担軽減として、国から県を通じて市に公布される、学校給食費負担軽減交付金を計上しております。この交付金を活用しまして、来年度、小学生に係る給食費の無償化を行う予定としてお

ります。次の段の諸収入は、主には学校給食費を計上しているものでございますが、小中学校については無償化とすることから、それ以外の小中学校の先生などから戴く給食費などを計上しております。次の段の市債につきましては、小中学校の LED 整備や、中学校体育館の空調整備における市債、いわゆる借金でございますが、市債をそれぞれ計上しているものでございます。教育総務課分の【歳入】といたしまして、5 億 8 6 5 9 万 6 0 0 0 円を計上いたしております。教育総務課分については以上でございます。

◆**村山学校教育課長** 続きまして、学校教育課分についてご説明いたします。初めに 5 ページ、【歳出】から説明をいたします。款 民生費/都市児童健全育成事業は、放課後児童クラブに対する指定管理委託料と、職員への社会保険加入促進を目的とした補助に係る費用が主なものでございます。続いて款 教育費です。教育総務費/教育振興費のうち、教育研修諸経費は、市内の認定こども園・幼稚園・小・中・義務教育学校の研究指定に係る経費、講師謝金等が主なものでございます。次に、学校教育一般事務経費は、学校教育課内の会計年度任用職員の人件費、教職員健康診断手数料、外国語指導助手派遣委託料、学校図書システム用端末の更新費用が主なものでございます。次に、人材養成事業につきましては、海外ホームステイ制度への補助金や、職場体験に係る保険料が主なものでございます。次に、学校適応促進事業につきましては、不登校や生徒指導、教育相談体制の充実を図るもので、教育支援センターふれあい教室の人件費や事業費、講師招聘に係る謝金等が主なものでございます。また新規事業として、児童生徒の状況などの把握ツールとして、オンラインによる児童生徒対象のアンケートツール：アセスの 2 回分の実施を計画しており、こちらにも予算計上をしております。次に、学校図書整備事業は、故浅野裕宜様からのご寄付を基金化し、毎年幼稚園やこども園、小・中・義務教育学校に配分して、図書整備に活用しているものでございます。次に、学校力向上教員加配事業につきましては、教科指導講師や特別支援教育支援補助員等、会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。小 I グッド支援員や、教師業務アシスタントもこの項目に含まれております。次に、主体的な学びの基盤づくり事業は、県からの委託で行う事業であり、放課後や朝学習の時間等に、補充的な学習を行うもので、支援員・指導員の報償費が主なものでございます。次に、英語教育等推進事業は、英語特区である昭和五つ星学園義務教育学校区、池田小学校区、新本小学校区の英語教育に係るもので、教科指導講師・外国語指導助手派遣委託料等の人件費が主なものでございます。次に、不登校対策実践研究事業は、県の委託で行う事業が主なもので、登校支援員・別室支援員の報償費が主なものでございます。また単市事業として、派遣登校支援員を 1 名、教育支援センター所属として配置し、学校のニーズに合わせて登校支援を行う事業も含まれております。次に、情緒障がい通級指導教室推進事業は、特別支援教育推進センター(きらり)の人件費で、通級指導に係る備品購入費等の経費が主なものでございます。次に、通学路整備事業は、横田俊平氏からの寄付金を原資とした基金を活用し、通学路の安全を確保するため、標識などを設置するものでございます。次に、義務教育学校経費は、昭和五つ星学園義務教育学校に係る費用で、市費講師の人件費や外国語指導助手派遣委託料が主で、名誉校長

来校に係る経費や、海外ホームステイ生徒への補助金、教育活動用バス借上等も含まれております。また新規事業としまして、市費会計年度任用職員として、スクールソーシャルワーカーの配置も計画しております。次に、コミュニティ・スクール推進事業は、来年度設置予定の学校を含め、計13校の委員報酬が主なものでございます。次に、学校管理職マネジメント力強化推進事業は、県の研究指定を受け、清音小学校で今年度から3年間取り組んでいるもので、先進地視察や消耗品費、講師招聘費用が主なものでございます。続いて、項 小学校費です。小学校一般経費は、学校図書館司書の人件費や学校医報酬、児童健康診断に係る手数料や診断票印刷代が主なものでございます。小学校教育振興費は、教育用教材の購入費、陸上記録会や小中音楽会等のバス借上料、GIGA スクール構想に係る教員用及び学習者用パソコンの更新や、学習支援ソフトの使用料が主なものでございます。次に、項 中学校費です。中学校一般経費は、学校図書館司書の人件費や学校医報酬、生徒健康診断に係る手数料や診断票印刷代が主なものでございます。中学校教育振興費は、教育用教材の購入費、GIGA スクール構想に係る教員用及び学習者用パソコンの更新や、学習支援ソフトの使用料、部活動での中国大会以上の大会に出場する経費の助成金が主なものでございます。これらをあわせまして、学校教育課分の【歳出】としましては、14億7728万4000円を計上しております。続いて【歳入】についてご説明いたします。4ページにお戻りください。

款 国庫支出金です。民生費国庫補助金は、放課後児童クラブ委託料における国の補助金でございます。教育費国庫補助金は、理科教育に必要な設備を整備するための補助金と、GIGA スクール構想の端末の更新に係る補助金でございます。続いて、款 県支出金です。民生費県補助金は、放課後児童クラブ委託料における県の補助金です。教育費県補助金は、基幹統計調査交付金ほか、小1グッドスタート支援事業、教師業務アシスタント配置事業に係る補助金です。教育費委託金は、【歳出】でご説明いたしました、主体的な学びの基盤づくり事業や、登校・別室支援員配置事業における委託金で、県の補助額上限内での事業としております。続いて、款 諸雑入につきましては、記載の通りでございます。市債は、学習者用パソコンの更新に関わるものでございます。学校教育課分にとしましては、【歳入】は、5億5665万8000円を計上しております。学校教育課分については、以上です。

◆**藤原地食べ学校給食センターえがお所長** それでは次のページ、6ページをご覧ください。地食べ学校給食センターえがお関係分についてご説明をいたします。この予算は、市内の幼稚園・小中学校と合わせて約7500食の給食を提供するための経費を計上しているものでございます。まず、下段の【歳出】からご説明をいたします。教育費/保健体育費/学校給食費/学校給食調理場管理運営経費といたしまして、8億4013万7000円を計上いたしております。内容といたしましては、調理員や事務職員といった会計年度任用職員の人件費、給食センターで使用する食器用の洗剤や薬品等の消耗品費、それから電気水道代、給食搬送委託料、給食用賄材料費が主なものでございます。なお、賄材料費につきましては、米をはじめとする昨今の物価上昇を加味し、昨年に比べ増額で計上しているところでございます。次に上段の【歳入】についてでございますが、【歳出】でご説明いたしました、会計

年度任用職員の雇用保険料本人負担分が主なものでございまして、総額で５７万９０００円を計上しております。以上でございまして。

◆矢吹部活動改革推進室長 失礼いたします。それでは６ページから、部活動改革推進室分についてご説明いたします。まず便宜、【歳出】予算からご説明いたします。教育費/中学校費/教育振興費/中学校教育振興経費４６５万２０００円につきましては、令和８年８月１７日から２５日までの期間で、中国５県で開催される全国中学校体育大会における、本市開催競技種目：卓球及びハンドボールの準備・運営に当たる市実行委員会に対する負担金でございまして。次に、同項同目の、部活動地域移行推進事業３１１万８４００円は、中学校の部活動の地域展開に必要な経費でございまして、主なものは、部活動指導員の報酬や、地域部活動指導者への謝金、保険料、研修会開催費用、総社中・昭和五つ星学園の地域クラブ活動推進のためのバス借上料等が主なものでございまして。合計３５８万３６００円でございます。上段の【歳入】の部につきましては、県補助金の部活動指導員配置事業補助金として、３４万７２００円を見込んでおります。部活動改革推進室関係分は以上でございまして。

◆大西子ども夢づくり課長 失礼します。続きまして、子ども夢づくり課分の内容に関しまして、便宜【歳出】予算からご説明いたしますので、資料の８ページをご覧ください。まず、総務費/総務管理費/諸費/国庫支出金等返還金１８万７０５０円につきましては、総社市立中央保育所の施設売却に伴う国県への施設整備返還金でございまして。その下ですが、民生費/児童福祉費/児童福祉総務費/私立保育所助成事業１億２４４万４０００円につきましては、備考欄に記載の通りで、私立保育所に対する補助金が主なものでございまして。その下ですが、私立保育所等施設整備助成事業５億２９２万３０００円につきましては、ひかり保育園の移転新築、また新設保育所の建設工事に係る施設整備への補助でございまして。次の、特例保育施設助成事業１５３万７２００円につきましては、認可外保育施設への補助金でございまして。次に、児童措置費/私立保育所等運営委託事業２億５６２万４７５０円につきましては、市内私立保育所１９園の運営委託と、山手保健センターで行っております、休日保育運営事業の委託料でございまして。続きまして、障害児施設通所費等支給事業６億５２万７９万９０００円につきましては、児童発達支援や放課後等デイサービスの施設通所などの利用を支援する経費でございまして。次の、幼児教育・保育無償化関連経費２億８４４万円につきましては、認可外保育施設等を利用する際の利用者負担額を償還払いする経費でございまして。続きまして、児童福祉施設費/保育所等管理経費４億１３５万５０００円につきましては、保育コンシェルジュの人件費、保育士支援金が主なものでございまして。次の、児童発達支援センター運営経費６億９５万７０００円につきましては、総社はばたき園の指定管理料が主なものでございまして。乳児等通園支援事業１億１０万８千円につきましては、令和８年度から本格稼働となります、乳児等通園支援事業委託料が主なものでございまして。少子化対策費/地域子育て支援拠点事業４億３５万７千円につきましては、私立保育所５か所を実施しております、地域子育て支援センター事業委託料でございまして。続きまして、教育費/幼稚園費/幼稚園一般経費３億１４万７千３百円につきましては、幼稚園に係

る会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。その下の、幼児教育・保育無償化関連経費75万6000円につきましては、市外幼稚園が実施しております、預かり保育等を利用する際の利用者負担額を償還払いする経費でございます。こども夢づくり課分の【歳出】合計額は、43億2362万2000円となっておりますのでございます。続きまして、【歳入】予算につきましてご説明いたしますので、7ページをご覧ください。まず、分担金及び負担金のうち、民生費負担金につきましては、保育所入所費負担金でございまして、教育費負担金につきましては、市外在住で市内幼稚園を利用する方の給付費負担金でございます。その下の、使用料及び手数料は記載の通りとなっております。次の、国庫支出金につきましては、記載の通り、障害児施設通所費や、保育所等の給付費、ひかり保育園の移転新築及び新設保育所建設に伴います施設整備交付金が主なものでございます。その下の、県支出金につきましても記載の通り、障害児施設通所費、保育所等の給付費が主なものでございます。その下ですが、諸収入/雑入につきましても、認定こども園や幼稚園を利用されます幼児の給食費が主なものでございます。続きまして、公立の認定こども園の予算につきましてご説明いたしますので、9ページをご覧ください。まず、きよね認定こども園の予算でございます。【歳出】1億5824万6000円につきましては、会計年度任用職員の人件費、給食に係る賄材料費、また、きよね認定こども園につきましては、照明設備のLED化の修繕がございますので、こちらが主なものでございます。上段にございます【歳入】につきましては、記載の通りとなっております。次の、いじりの認定こども園の予算でございますが、【歳出】1億4843万8000円につきましては、きよね認定こども園と同様に、会計年度任用職員の人件費、給食費に係る賄材料費が主なものでございます。上段にございます【歳入】予算についても、記載の通りとなっております。こども夢づくり課からは以上でございます。

◆小原生涯学習課長 続きまして、生涯学習課分についてご説明いたしますので、10ページをご覧ください。生涯学習課に係る予算につきまして、【歳出】からご説明いたします。社会教育費/社会教育総務費につきましては、社会教育関係団体への補助金、イベント開催経費及び所管施設の管理、委託経費等でございます。社会教育一般事務経費621万円は、社会教育活動の推進に係る経費で、社会教育指導員報酬を始め、婦人協議会やこども会連合会等、社会教育団体への補助金が主なものでございます。二十歳の集い経費229万8000円は、「二十歳の集い」の開催に係る経費で、記念品や会場警備費、バス借上料等でございます。生涯学習のまちづくり推進事業283万4000円は、学びの教室の開催及びわくわくフェスティバルの開催に係る経費でございます。水辺の楽校維持管理事業887万7000円は、水辺の楽校の指定管理委託料が主なものでございます。社会教育施設維持管理経費781万6000円は、きよね夢てらすの指定管理委託料が主なものでございます。地域学校協働本部事業78万5000円は、地域と学校が連携して子どもの成長を支える事業で、地域学校協働活動推進員の報酬、登下校の見守りや学校の環境整備に必要な消耗品費の経費でございます。放課後子ども教室推進事業300万1000円は、放課後、学習や文化活動の場を提供する事業でございまして、放課後子ども教室スタッフへの謝礼や、災害保

険料が主なものでございます。家庭教育支援推進事業 16 万円は、岡山県が推奨する親育ち応援学習プログラムを活用した家庭教育を支援する事業で、研修会開催経費でございます。青少年育成センター費/青少年育成センター管理運営費 1639 万 7000 円は、青少年育成センターの運営に係る経費で、青少年の健全育成を推進するための補導活動や、相談業務を行う補導委員の人件費や関係団体への負担金が主なものでございます。上段に戻り、【歳入】についてご説明いたします。使用料及び手数料/使用料/教育使用料 8 万 1000 円は、公民館敷地への電柱・電話ボックスの設置・使用料などでございます。県支出金/県補助金/教育費県補助金 219 万 7000 円は、おかやま子ども応援事業の実施に係る補助金で、補助率は対象事業費の 3 分の 2 でございます。諸収入/雑入 8 万 5000 円は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分でございます。次に、公民館に係る経費についてご説明いたしますので、11 ページをご覧ください。【歳出】からご説明いたします。社会教育費/公民館費 1 億 4331 万 5000 円は、中央公民館と 5 つの地区館及び 21 の分館の管理・運営に係る経費でございまして、公民館ごとの予算は、資料に記載の通りでございます。上段に戻り、【歳入】についてご説明いたします。使用料及び手数料/使用料/教育使用料 144 万 4000 円は、公民館貸館業務による施設使用料でございます。諸収入/雑入 18 万円は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分が主なものでございます。次に、図書館に係る経費についてご説明いたしますので、12 ページをご覧ください。【歳出】からご説明いたします。社会教育費/視聴覚ライブラリー費 3 万円は、視聴覚教育を推進するための経費で、啓発用 DVD の購入費でございます。図書館管理運営経費 5246 万 5000 円は、図書館の管理・運営に係る経費でございまして、施設管理費や講座の講師謝礼、書籍購入費が主なものでございます。OA 化処理経費 1192 万 3000 円は、図書管理システムの運用に係る経費でございまして、システム機器の借上料や保守委託料等でございます。ブックスタート事業 38 万円は、絵本を介して親子のふれあいを促す事業として、4 か月健診時絵本をプレゼントしている経費でございます。子ども読書活動推進事業 17 万円は、子どもの読書活動を推進するための事業経費で、感想文コンクールの審査員謝礼や、読書感想文講座の講師謝礼が主なものでございます。上段に戻り、【歳入】についてご説明いたします。使用料及び手数料/使用料/教育使用料 1000 円は、図書館の施設使用料でございます。手数料/教育手数料 3 万 6000 円は、図書館資料の複写に係る図書複写手数料が主なものでございます。諸収入/雑入 14 万 6000 円は、会計年度任用職員に係る雇用保険料本人負担分でございます。以上でございます。

◆藤原教育総務課長 続きまして、13 ページをご覧ください。債務負担行為の表を記載しております。債務負担行為は、会計年度独立の原則の例外でございまして、単年度で収まらないもの、例えば複数年度にわたって借上をしないといけないものでありますとか、契約行為だけ前年度に行い翌年度の事業完了後に支払いをする、といったように年度をまたぐものにつきまして、あらかじめ債務負担行為を設定して予算執行するものでございます。では、個別の事業について順に説明をいたします。まず、奨学金給付事業でございます。これは先

ほど、教育総務課の【歳出】のところでご説明いたしました、人材育成山本あすなろ基金を活用して、経済的な理由により大学での就学が困難な方のうち、一定の学力を有する方に対して給付型の奨学金を給付しようとするものでございます。今回計上しているものは、来年度、令和8年度に選考を行い、大学入学となる令和9年度から4年間支払う奨学金3名分、計1080万円につきまして債務負担行為を設定しようとするものでございます。次に、義務教育学校スクールバス運行委託でございます。これは、旧維新小学校側の児童を昭和五つ星学園へ送迎するバスの運行委託に係るものでございますが、再来年度の令和9年度の運行事業者の決定に当たり、来年度、令和8年度に入札を行い、相手方を決定するために債務負担行為を設定しようとするものでございます。以上でございます。

◆久山教育長 第2号は当初予算で、たくさんあったのですが、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

◆三上委員 すみません。予算額についてというよりは、内容についての質問なのですが、2ページの【歳入】の使用料及び手数料/教育手数料のところです。学校給食費督促手数料ということで、7万8000円があがっているのですが、50円というのは保護者から、督促を受ける側から給食費のほかに手数料としていただいている分でしょうかということか。1つと、今年度もこれくらい督促する必要があるのかということをお尋ねしたいのですが。

◆藤原教育総務課長 学校給食費の督促手数料50円ということで、1件あたり50円いただいております。納期内に納入されていない方ということで、今年度もこの程度は督促手数料をいただいております。来年度なのですけれども、実際には無償化になりますので、督促手数料が発生しないのかなというふうに思っております。ただ今年度までの未納の分もありますので、給食費でありますとか、延滞金等につきましては、いただくような形で動いております。以上でございます。

◆三上委員 まだ返し切れていない分があるということですね。無償にはなるけれど。

◆久山教育長 これまでの分があるということです。かなり教育総務課の方で電話してくれたり、いろいろ努力してくれているのですが、まだだいぶ残っている状況です。

◆三上委員 もう1つよろしいですか。3ページの教育費/教育振興費/通学路整備事業のところ。「通学路防犯カメラの電気代」というふうに書かれているのですが、通学路の防犯カメラというのは、どの学区にも設置されているものなのでしょうか。

◆藤原教育総務課長 防犯カメラにつきましては、基本的には学校の校門付近に設置しているものがほとんどでございます。市内5か所程度、通学路上にも防犯カメラを設置しているものがございまして、全部の学校ではないのですけれども、必要なところに付けていて、その分の防犯カメラの電気代と維持管理に必要な経費を計上しているものでございます。以上です。

◆三上委員 全通学路というよりは、必要なところ、あとは校門の前にはだいたいどの学校にもありますが、そのためのということですね。

◆久山教育長 特に危険と言いますか、危険が予想されるところ、そういうところに、地域の方のご意見もいただきながら設置しています。

◆三上委員 是非、子どもの安全のためにも必要なことかなと思います。

◆久山教育長 校門とかの、学校の校地内に設置している防犯カメラの電気代は。

◆藤原教育総務課長 維持管理経費の中で。

◆久山教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。それではこの議案第2号につきましては、可決ということによろしいですか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。それでは議案第3号「総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 それでは議案第3号「総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。改正する理由でございますが、食材費が高騰しております。それに伴いまして、学校給食費負担者から徴収する学校給食費の額を改定するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。それでは条例の改正内容につきまして、改正前後表についてご説明いたします。第4条は、学校給食費の額について定めているものでございますけれども、小学校・義務教育学校前期課程の児童・教師等につきましては、現行の320円から355円に、中学校・義務教育学校後期課程の生徒・教師等につきましては、現行の380円から420円にそれぞれ改定しようとするものでございます。次の第6条は、学校給食費の各期別の納付額について定めているものですが、小学校・義務教育学校前期課程の児童・教師等につきましては、現行の5500円から6100円に、中学校・義務教育学校後期課程の生徒・教師等につきましては、現行の6500円から7200円にそれぞれ改定しようとするものでございます。最後にこの条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。なお、小学校・義務教育学校前期課程の児童につきましては、令和8年度から無償化を開始します。中学校につきましては引き続き無償化を行ってまいりますけれども、それにつきましては、このあとの議案第4号において、ご説明をさせていただきます。議案第3号については以上でございます。

◆久山教育長 第3号では、額の変更ということについて、ということです。何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。それでは第3号につきまして、可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。それでは可決ということにいたします。それでは続いて、議案第4号「総社市学校給食費無償化に関する条例の一部改正について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 続きまして、議案第4号「総社市学校給食費無償化に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。この条例改正は、国が実施する学校給食費の抜本的な負担軽減に伴いまして、小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童、いわゆる小学

生でございますが、小学生に係る学校給食費の無償化を令和８年度から行うため、関係条文の整備をしようとするものでございます。条例の中身をご覧ください。総社市学校給食費無償化に関する条例は、総社市学校給食費の管理に関する条例、先ほどの条例ですけれども、その規程に関わらず学校給食費を無償とする旨を規定しているものでございますが、その対象として、小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童を加えるよう、改正するものでございます。なおこの条例は、令和８年４月１日から施行することとしております。議案第４号については以上でございます。

◆久山教育長 これまで、中学校及び義務教育学校後期課程ということだったのですが、小学校及び義務教育学校前期課程を加えるということです。この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第４号につきましては可決ということではよろしいでしょうか。

（異議なし）

◆久山教育長 ありがとうございます。それでは、議案第５号「総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について」事務局から説明願います。

◆村山学校教育課長 それでは、議案第５号「総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について」ご説明いたします。これは、山手小学校区放課後児童クラブ施設の増設に伴い定員の改正を行うものでございます。改正前、定員７０名のところ、増設は、山手小学校の図書館及び旧パソコン教室であった部屋を、放課後児童クラブの施設として改修をし、現在の部屋に加え２部屋を追加で整備をするというものでございます。これにより現在の７０名の定員から、９０名増加した合計１６０名と定員を定めております。以上でございます。

◆久山教育長 今、図書室の移転をしている状況で、４月１日には完成をして使えるようにするのですが、ランチルームというのが山手小学校にはあって、そこの２階に図書室を移転する。元の図書室を空けて、放課後児童クラブの部屋にするということです。パソコン教室は今も一部使っているのですが、パソコン教室としての機能はもう必要がなくなったということで、そこを整備して放課後児童クラブの部屋にするということで、急激な児童数の増ということもありますが、需要の増というのがかなりありまして、収容できる数を増やすということで、このようにしています。当初は新設をグラウンドにする予定だったのですが、いろんな基準があってできないということで、既存のものをいろいろ工夫して、このようにしたということであります。この件につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

◆三上委員 人数が倍以上になるので、山手は児童数も増えていきますし、本当に助かるのではないかと思います。ランチルームの上を活用されるということなのですが、そこは従来の教育活動にとって、負担のないようなところを活用している。図書室を移動すると今おっしゃいましたかね。図書室にする。ランチルームの２階を図書室にする。

◆村山学校教育課長 ランチルームは１階２階がありまして、２階は特に現在としては何らかの教室に使っているわけではありませんでした。活動に使ったりしていたところでして、そこを図書室にして、使っても運用上は問題ないということです。以上です。

◆**児島委員** 景色のいいところですよ。

◆**久山教育長** もともと、ランチルームとして作られたものでね。建てた当初はすごく斬新な扇型みたいな、景色もきれいで、山手地区が見渡せる非常にいい部屋なのですが、当初はランチルームとしてかなり活用されていたのですが、児童数が増えたということで、あそこに一度に入れない。学年を決めて一部をするようにしていたのですが、その頻度もだんだん下がって、特にコロナ禍以来ほとんどランチルームとして使うこともなくなったということもあって、図書室の場所としては非常にいいのではないかとということで、そういうふうにしたということです。ほかにございませんか。それではこの議案第 5 号について、可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆**久山教育長** ありがとうございます。それでは、議案第 7 号「総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」事務局から説明願います。

◆**大西こども夢づくり課長** 失礼いたします。議案第 7 号「総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。本条例の改正につきましては、内閣府令により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、本市における乳児等通園支援事業の基準を改める必要が生じたため、関係条例の整備を行おうとするものでございます。主な改正内容でございますけれども、まず、第 10 条から第 14 条までと、第 19 条及び第 21 条、こちらにつきましては、乳児等通園支援事業「所」と乳児等通園支援事業「者」との使い分けを明確にしようとするものでございます。また第 17 条及び第 27 条につきましては、内容の変更は伴いませんが、字句等の修正で改正しようとするものでございます。また第 21 条の 3 項につきましては、利用定員の規定を子ども・子育て支援法に規定する利用定員とするものでございます。次に、第 23 条の 2 につきましては、特例保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第 22 条及び第 23 条に規定する整備及び職員に係る規定を適用しないことができるものとするものでございます。附則でございますが、この条例につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしております。議案第 7 号につきましては以上でございます。

◆**久山教育長** ただいま説明がありました、第 7 号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議案第 7 号につきましては可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆**久山教育長** ありがとうございます。それでは、議案第 8 号「総社市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」事務局から説明願います。

◆**大西こども夢づくり課長** 失礼いたします。議案第 8 号「総社市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明をいたします。この条例についま

しては、子ども・子育て支援法の改正によりまして、特定乳児等通園支援事業が新たな認可事業として位置付けられたことから、国の基準に基づきまして、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めようとするものでございます。本市における乳児等通園支援事業につきましては、令和8年の2月から国の補助事業として試行的に実施の方をしております。来年度からは全国一律で子ども誰でも通園制度として本格実施という形になっておるところでございます。市の方は、実施する事業所に対しまして、乳児等支援給付費を支給するにあたりまして、適切な運営の確認を行う必要があるため、国の基準に基づきまして本条例において確認基準を定めるものとなっております。内容ですけれども、第1条から第4条までは、趣旨・定義・一般原則・暴力団の排除など、本条例の総則について規定するものでございます。第5条から第34条までにつきましては、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準について定めようとするものでございます。運営に関する基準につきましては、一例を挙げますと、利用定員に関する基準を始め、事業者との面談実施、支払いや取扱い方針、緊急時等の対応、運営規定、虐待等の禁止、秘密保持、こういったものを定めようとするものでございます。附則でございますけれども、この条例につきましては令和8年4月1日から施行することとしております。議案第8号につきましては、以上でございます。

◆久山教育長 子ども誰でも通園制度、一般的にはそう言われているものです。この2月から運営されている。今の運営の状況を簡単に。

◆大西こども夢づくり課長 今現在、認可外保育所のいりどり保育園の方で2月から1か所なのですけれども実施をさせていただいておりまして、利用の申し込みが21件ありまして、そのうち事前の面談をしている方が7件、実際に利用をされている方が3件となっております。0歳から2歳までを対象とさせていただいて、基本的には預かりというより教育ですね、子ども目線でとらえました教育として、通園支援事業の方実施をさせていただいておるところでございます。現在は補助金で対応させていただいているのですけれども、来年度につきましては、保育所と同様に国の給付費制度となりまして、給付費の方で来年度は支給をさせていただくという形になっております。ですので、法定価格が設定されたうえで使用料を差し引いたものが給付費として支給するという予定になっておるところでございます。来年度につきましては、当初予算で説明の方をさせていただいたのですけれども、現在のいりどり保育園以外に、障害児施設であったり、認可保育所、また必要に応じて幼稚園での実施、こういったところで幅広く、ニーズに応じながら実施の方予定しているところがございます。以上でございます。

◆久山教育長 ありがとうございます。法規定、条例の制定ということによって進めていくわけですが、いずれにしても始める以上、保護者にとって利用しやすい、効果的なものになりたいということで今、こども夢づくり課の方でどういうところにしたらいいとか、そういう組織とやり取りをして進めているところでありまして、それではこの議案第8号につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。それでは、8号につき

ましては、可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。それでは、議案第9号「総社市立保育所条例の廃止について」事務局から説明願います。

◆大西こども夢づくり課長 続きまして、議案第9号「総社市立保育所条例の廃止について」ご説明をいたします。この条例につきましては、本市が所有しております、総社市立中央保育所、こちらを公私連携保育法人が所有します公私連携型保育所とするために、条例の方を廃止しようとするものでございます。附則につきましては、第1項で、本条例の施行期日を令和8年4月1日とし、第2項では、総社市立認定こども園条例第9条中の、教育及び保育時間相当利用児の休園日に係る規定につきまして、現行の総社市立保育所条例の準用規定から、日曜日、国民の祝日に関する法律、こちらの規定に改正しようとするものでございます。議案第9号につきましては、以上でございます。

◆久山教育長 第9号について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第9号について、可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。それでは、議案第10号「総社市水辺の楽校指定管理者の指定について」事務局から説明願います。

◆小原生涯学習課長 議案第10号「総社市水辺の楽校指定管理者の指定について」ご説明いたします。総社市水辺の楽校は、平成18年4月1日から指定管理者制度により、管理・運営を行っており、現在の指定管理期間が令和8年3月31日で満了します。この度指定しようとする指定管理者は、現在指定を受け、管理・運営を行っている総社市富原920番地サポートそうじゃ水辺の楽校でございます。総社市水辺の楽校条例第3条の規定により、管理は地域住民で組織された法人、その他の団体に行わせることとしております。現在の指定管理者であります、サポートそうじゃ水辺の楽校は、地域住民で組織された団体であり、適切に管理・運営が行われております。指定については、総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条但し書きの規定を適用し、指名方式により指定することとし、指定申請書の提出を求めたところ、同条例第4条第1項に規定する要件を満たしており、指定管理候補者となることが適切であることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経て指定しようとするものでございます。以上です。

◆久山教育長 ただ今、議案第10号について説明がありましたが、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。ありませんか。それでは、議案第10号については、可決ということによろしいですか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。では続きまして、議案第11号「総社市きよね夢てらす指定管理者の指定について」事務局から説明願います。

◆小原生涯学習課長 議案第11号「総社市きよね夢てらす指定管理者の指定について」ご

説明いたします。総社市きよね夢てらすは、平成18年4月1日から指定管理者制度により管理・運営を行っており、現在の指定管理期間が令和8年3月31日で満了いたします。この度指定しようとする指定管理者は、現在指定を受け管理・運営を行っている、総社市清音軽部666番地6 特定非営利活動法人きよね夢てらすでございます。総社市きよね夢てらす条例第3条の規定により、管理は地域住民で組織された法人、その他の団体に行わせることとしており、現在の指定管理者である、特定非営利活動法人きよね夢てらすは、地域住民で組織された法人であり、適切に管理・運営が行われています。指定に当たっては、総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条但し書きの規定を適用し、指名方式により指定することとし、指定申請書の提出を求めたところ、同条例第4条第1項に規定する要件を満たしており、指定管理候補者とするのが適切であることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経て指定しようとするものでございます。以上です。

◆久山教育長 議案第11号について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。ありませんか。それでは、議案第11号について、可決ということによろしいですか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。それでは、承認第1号「令和7年度総社市一般会計補正予算(第10号)について」事務局から説明願います。

◆村山学校教育課長 失礼いたします。それでは、承認第1号「令和7年度総社市一般会計補正予算(第10号)について」、資料をご覧ください。なお、本件につきましては、本年度内に予算措置をする必要があったことから、専決処理をしたものでございまして、本日報告し、ご承認いただくとするものでございます。これは、物価高騰に係る国からの臨時交付金を基に、各事業所等に交付金を施行するというものでございます。まず、学校教育課分についてご報告をいたします。学校教育課分としましては、各小学校区にある14の指定管理による放課後児童クラブと、委託しております民間事業者1クラブの計15クラブに対し、物価高騰対策支援金として1事業者あたり20万円の支援を行うというものでございます。続きまして、こども夢づくり課分としましては、市内24の保育所につきまして、同様に1事業者あたり20万円の支援を行うというものでございます。役務費は、その他手続きに必要な経費として計上しているものでございます。これらをあわせまして、学校教育課分は300万6000円、こども夢づくり課分としましては480万9000円を【歳出】として計上しております。また、次の2ページをご覧ください。次のページの予算は、実質としまして翌年度、令和8年度の行為を予定しておりますため、その全額を繰越明許費として計上しているものでございます。説明は以上でございます。

◆久山教育長 臨時交付金として国からのものを活用して、放課後児童クラブと保育施設、そういうところに交付するということですが、保育施設の方をどういうところが入るのかということを説明願えますか。

◆大西こども夢づくり課長 保育施設につきましては、24事業所となっております。認可

の保育所と認可外の保育所、こういったところも含めまして、合計24事業所となっております。

◆久山教育長 認可保育所だけではないということですね。企業内保育所も入っているのですね。すべての保育施設ということになります。それでは、承認第1号について説明がありましたが、何かご質問はございませんか。よろしいですか。それでは、承認第1号について、可決ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 ありがとうございます。これで一応付議された議案については終了いたします。ありがとうございました。それでは次に、教育長報告ということで、私の方から、報告をさせていただいて、またご意見をいただけたらと思っております。お配りさせていただいた資料の中に、「そうじゃ学び続ける子ども育成プラン(案)」というのがあると思います。それについて、簡単に説明させていただきますので、ご覧ください。これについては、8月の議会で、仁熊議員の方から学力についてのご質問をいただきました。全国や県学テについて公表して、課題を学校、教育委員会、市民(保護者、子ども)全て共有して、課題解決していくというような答弁をしております。それに基づいて作成したものであります。この数年、コロナが明けた頃から3年くらい、全国学テ、県学テ、全体としては以前に説明させていただいたように、平均したら、全国平均や県平均を上回ってはいるのですが、課題として、小学校の3・4・5年の県学テは非常にいいのです。県の平均よりもかなり高い。6年生の全国学テになると、かなり全国や県との差が縮まってきます。中学校になると、1年生は超えているのだけど、2年・3年と、特に3年の全国学テになると、平均をわずかですが下回っている。こんな状況が3年くらい続いているのです。これはやはり、本市の教育課題の大きな課題。子どもたちが毎年毎年変わっているから、単年で言うともそういうこともあるのだけど、そういう傾向が続くというのはやはり対策を練っていかないといけない、そういう課題だというふうに捉えています。現状というところにはそういうことを書いています。その中でここに記載しているのは、見える課題としては、家庭学習が全国や県の平均と比べると低い、少ない。それから、SNSとか、ゲームとかということについては時間が多い。こういうような状況があるということでもあります。ここに書いているのはそういうことなのですが、村山課長とも相談をしたのですが、それだけではない、授業に関する課題、そういうこともあるのではないかな。ちょっと分析してここに載せた方がいいな、ということを話をしております。これは授業の中で、根拠ですとか、発表の時に自分の考えをうまく伝える工夫だとか、そういうことがこの学力・学習状況調査で十分できていない、全国や県より低い、そういうことも課題なのではないかな、授業の在り方ですね、しっかり子どもに自分の考えを表現させる、根拠に基づいたきちんとした発表をさせる、こういうことをしていないと、本当の意味の学力向上に繋がっていないのではないかなということも今日、話をしました。そういうところも入れていかないといけないなというふうに思っております。そういう現状と、それに基づいた対策、右側のところで、取組の1つとして、主体的・対話的に学びに

向かう授業づくり、授業改善というところで、この中に、①「基礎学力の定着」と②「児童生徒が自ら課題をもち、主体的に学習に取り組む授業づくり」というところを入れて、具体的にこういう取組をするということを載せております。それから、③「効果的な ICT 活用」。ICT 活用術というのは、本市の場合は高いのです。県や全国と比べても高いけれど、本当に効果的なものになっているのかという内容に重点を置いて、研究していかないといけないなということを、学校教育課でも協議している、相談している、そういう状況であります。それから、家庭と学校との協働体制づくりということで、まずは、①「基本的な生活習慣の確立」、そういうことはまずは大事だということです。それから、②「家庭学習の充実」ということで、この2つの取組を挙げております。だんだん学年が上がるごとに伸びていくということを目指して、やっていきたいと思っております。これは20日に市のそれぞれの学校の担当者会を開いて、そこで示して意見をもらって、校長会には先日晒したのですが、完成して公表するという形にしていきたいと思っております。ここですすぐ意見をというのは難しいかもしれませんが、もしご意見があったらおっしゃっていただいて、お帰りになって読んでいただいて、気になることがあったらまた後日でも結構ですので、学校教育課の方にお知らせいただけたらと思います。何かここで、ご意見、ご質問がございましたら。

◆三宅委員 基本的な生活習慣の確立というところで、睡眠時間の確保をしっかりとっていただきたいなと。

◆久山教育長 「早寝・早起き・朝ごはん」。

◆三宅委員 その中でも、睡眠ということで、睡眠時間が長いほうが、いろんなことがうまく回るという話でした。

◆久山教育長 そういうことを入れさせていただきます。確かに。ほかにございませんか。

◆児島委員 読書習慣というかね、こういうことも、自分の意見を発表したり、人の意見を聞いたり、頭で考えとかいうそういう時間が少ないのかなと思いますね。

◆久山教育長 授業の在り方以前に読書習慣というか、それは大切なことですよね。

◆児島委員 その流れは今の大学生にも言えるのではないかと思いますけどね。論評をしたり論文を書いたりすることが、弱いというか、こういう結果につながるのかなというかね。

◆久山教育長 ありがとうございます。そのほか何か、お気づきのことがございましたらお願いします。よろしいですか。先ほどいただきましたご意見も、参考にさせていただきますし、先ほども言いましたが、後日思いついたことがありましたら、遠慮なく教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。それからもう1枚、「不登校対策について」という資料をお配りしております。これは全国調査の結果をグラフにしたものなのですが、内容については10月か11月の教育委員会でお知らせしたと思いますが、今回2月6日の文教福祉委員会で調査事項としてこれを提出しております。説明して、ご意見をいただきました。この項目だけで、1時間くらいいろんなご意見をいただきました。あえて1枚目に不登校児童生徒の出現率、いわゆる不登校の出現率と、長期欠席の出現率を並べて示しました。総社市は、不登校だけ見ると、全国平均と比べるとすごく少ないですが、いわゆる長期欠席

になると、総社市の小学校は全国平均よりやや多い、中学校はかなり多いという状況になります。この差は何なのかという、不登校の捉え方にもよると思うのですが、総社市だけではないのでしょうけど、コロナ禍でコロナ不安というのは、欠席に入れていなかった、欠席にはならないという状況でした。そういうこともあって、学校を休むということに関する抵抗感というのが下がってきているのかなと、そういうこともあるのではないかなと思います。先ほど三宅委員さんがおっしゃってくださった、基本的な生活習慣、睡眠時間、そういうことがSNSとかゲームとかの影響もあって、乱れている。睡眠時間が少なくなっていて、朝起きられないという傾向が出てきている。いわゆる心因性の不登校とは言えないけれど、生活の乱れ、起立性調節障害もかなりの数があります。起立性調節障害というのは一つの病気ということで、不登校には入らないで長期欠席の方に入ってくる。こういうようなことが、上のグラフと下のグラフとの違い、差ですね。そういうところに表れているということであり、いずれにしても先ほどの学力とともに、生活を整えるということが基本ではないか、それが対策として一番にしないといけないことだと思っています。退職された校長先生とか、教育委員会におられた先生方とか、教育関係者からご意見をいただくこともあるのですが、不登校に対する取組のところで、発達支援的生徒指導、協働学習、SEL、ピアサポート、品格教育、総社市が平成22年からかな、ずっと続けてきた「だれもが行きたくなる学校づくり」、今も継続してこれを行っているのですが、コロナ禍ということもあったり、ちょうどそのころ教員の働き方改革ということもあって、長期休業中にかなりの回数、この研修を大学の先生に来てもらってしていたのですが、それもなかなか継続できなくなったということがあります。教育委員会が資料を提示して、それを基に各学校の校内研修でしっかりやってくださいということ、サテライト研修もやっていますし、新採用とか、転任の先生とかしっかり研修を市としてもしているのですが、主に学校での研修を充実させるという方向に切り替えています。教員の意識が以前ほど高くない、低下している、問題意識とか危機意識ということが低下しているのではないかなということもあります。今後、そのあたりの研修の教育委員会からの働きかけが重要ではないかな、そこが課題となっているところです。学力、不登校、長期欠席、関連があるのですが、何かご意見、ご質問がございましたら願います。

◆三宅委員 なかなか学校に行けない子たちがいらっしゃって、診ているのですが、学校に行きたくても行けなくなる、高校の進学には行きたいということで、いろんな方法が出てきて、選択肢が増えて、高校に進学できる子たちも増えて、高校に進学するとそれなりに頑張っている子も出てくるので、中学校だけではなくてももう少し先を見据えて、社会の中で活動できるようになってくれたらいいなと、そういう子たちを見て思います。

◆久山教育長 総社市教育委員会としては、学校に行かない権利だとか、多様な学びだとか、いろいろなことを言われて、それも本当に大事なことだと思います。フリースクールとも連携していかないといけないと思っておりますが、やはり学校を魅力あるものにする、学校に登校することをしっかり促すということが一番大事なのかなと思っております。三宅委員

さんがおっしゃってくださったように、進学も多様化しているというのがあります。今、通信制の高等学校が増えています。そこへ進学する子どもも増えています。これがいいとか悪いとかではなくて、そこでしっかり目標を持って、目的意識を持って行ってくれたらいいのですけど。小中学校だけでない、高等学校、その先も見据えた教育を進めていかないといけないというふうに思います。ほかにご意見はございませんか。これについては、総社市に限らないですけど、不登校、長期欠席の問題、学力の問題というのは、大きな教育課題というテーマですので、これからも継続的にこういう資料をお示しして、ご意見をいただく機会を設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。私からは以上です。次に、報告事項ということで、まず、「令和7年度卒業式及び令和8年度入学式・入園式」について、事務局から説明願います。

◆**村山学校教育課長** それでは、資料をご覧ください。この資料は学校に送付するものと同様のものがございます。表の上の方には、学校宛ての説明が記載されておりますので、ご承知願います。市長部局からの出席者につきましては、現在調整中です。前回の教育委員会でおうかがいしましたご都合を基に、名前を入れさせていただいておりますので、ご都合が悪い場合がありますらお知らせください。各校への集合時刻等は、追って個別にご案内いたします。裏面の方には、こども園・幼稚園の卒業式・入園式を記載しておりますので、あわせてご確認をお願いします。以上でございます。

◆**久山教育長** この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。もしご都合が悪くなりましたら、ご連絡いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは次に、「部活動の地域展開について」事務局から説明願います。

◆**矢吹部活動改革推進室長** 失礼します。それでは、報告事項2「部活動の地域展開について」ご報告させていただきます。資料をご覧くださいと思います。こちらは、令和5年度から令和7年度までの、国が示す改革推進期間内での総社市での事業実績、成果の1月31日現在でございます。まず、①休日の地域クラブ活動の状況でございます。記載の通り4校の学校部活動から5地域クラブが設立されております。参加登録生徒は222名で、地域指導者は42名、内兼職兼業の教職員は16名参加していただいております。②休日の地域クラブ活動の状況でございますが、こちらは、参加している指導者からの感想、アンケートを抜粋したもので、参加者生徒の満足度が高く、指導者からも肯定的な感想をいただいております。質の高い環境が整備されているものと考えています。③拠点校部活動の実施状況でございます。在籍校はそのまま、在籍校に設置がなく、他校に設置の部活動に参加できる制度でございます。生徒の活動機会を創出するというものでございます。記載の通り実施しておりますが、今年度の利用者は、ハンドボール部の女子3名が東中から参加のみでした。利用者が少ないことの要因といたしましては、種目によっては拠点校の学校が遠距離で移動が困難であることが考えられます。しかしながら、生徒の活動機会の創出という観点では、十分意義のある制度設定であると考えております。令和8年度には、こちらの利用者があるとお伺いしております。下の★のところでございますが、令和8年9月から、新たに昭和五

つ星学園バレーボール部の受け入れを、総社西中学校を拠点校に実施いたします予定としています。生徒の移動を考え、JR 利用での移動が可能ということで、今回設定をさせていただきます。次に④総社中・昭和五つ星学園義務教育学校地域クラブ活動推進バスの運行状況でございます。1月31日までで50回運行させていただいております。各種目の横の数字が利用回数になっております。⑤令和7年度総社市地域クラブ指導者育成研修の実施状況でございます。地域クラブの実施に当たっては、指導者の資質の向上が不可欠でございます。毎年度実施しておりますが、今年度も青山学院大学陸上競技部の原監督が代表をされております、一般社団法人アスリートキャリアセンターから講師を派遣していただき、18名の方に参加していただき、最新の理論やチームマネジメントについて学んでいただきました。参加者からもよかったと感想をいただいております。次に、⑥地域部活動指導者登録・配置状況でございます。令和8年1月31日現在でございます。本市独自の人材バンクでございます、地域部活動指導者登録制度でございます、1.の方でございますが、98人の登録があり、このうち学校とマッチングができた方70名を配置させていただいております。2.年代別の登録状況、3.居住地別、4.学校別配置、5.地域クラブ配置状況でございます。表に記載の通り、学校には40名、地域クラブには42名の方が指導者として関わっていただいている状況で、両方に関わっている方は12名いらっしゃいます。この他の取組といたしましては、記載はございませんが、中学校に出向いての教員の方への制度説明や、岡山県立大学との協力協議、商工会議所青年部の皆様との意見交換などを行って、地域展開に努めております。こちらは、文部科学省が先般発出いたしました新たなガイドライン、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」でございます。これは、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間として定めて、国の部活動改革の推進の考え方を示したものでございます。内容的には以前ご説明させていただきました、国の有識者会議の最終とりまとめとして発出されましたものと、内容はほぼ同じでございます。新たな認定クラブ制度ということで、認定クラブについて国は補助をしていこうということで、例示しております自治体運用型の認定クラブは、市の直営で実施しておりますので、こちらに該当して、国の補助を受けながら認定クラブを増やして参りたいと考えております。今後いろいろな要領等も、国の示す要件を満たすように、見直しながら段階的に地域展開を進めて参りたいと考えております。なお、本市の部活動改革の推進計画につきましては、次年度、令和8年度から令和13年度までの6年間の地域展開の推進方針を定めようとするものでございますが、推進計画のプロセス、策定プロセスも含めて現在精査中でございます。以上でございます。

◆久山教育長 それについてはまた、4月に示してもらえということです。全国的に山口県が進んでいるのです。その中でも防府市というところが、特に進んでいるということで、推進室と協議会の委員さんで視察に行ってもらいました。確かにすごくいい取組をしてくださって、市全体で、競技によって在り方、望ましい在り方を考えてしているのですが、やっぱりそこにお金がかかってくるので、お金がないとできないです。防府市がどうしているかとい

うと、保護者負担、受益者負担を当初から求めている。クラブ（競技）によっても違うし、中学校区というかエリアによっても違ってくるのですが、高いところで月5000円、安い所でも2000円くらいかな、そういうような違いがあるのですが、それを総社市の場合、これを平日まで進めていくということは、今教員に平日は特殊業務手当は出ていないのです。休日、土曜日とか日曜日とかに、地域クラブでない普通の学校部活動で指導すると、4時間で3600円、時給900円なのです。地域クラブに移行したところについては、時給1600円というような扱いになるのですが、これは教員の特殊業務手当というのは休日に限ってなのです。地域クラブにすると平日の放課後も、勤務時間を超えたところの部分は対象になっていく。それは本当にいいことで、いわゆるサービス残業になっていますから、それがなくなって報酬が支払われるというのは非常にいいことなのですが、それだけお金がかかっていくということで、地域指導者も人数をもっと増やしたい、登録者もたくさんまだいるので、全員を割り当てていきたいのですが、なかなか予算上の問題もあったりして、そこがかなりネックになります。受益者負担をどこで踏み切るかというのも、今後の大きな計画ということであります。何かご意見、ご質問がございましたら。

◆三上委員 感想ですが、受益者負担が5000円なら、給食費をどうしようかと言っているような家庭もある中で、結構な負担になる。子どもが参加したくても参加できないような状況も、地域クラブに移行すると出てくるのかなと感じますね。

◆久山教育長 なかなか総社市で5000円はちょっと難しいなという感じがしますが、民間のクラブに入ってスポーツをするのと比較すると、だいぶ安いという捉え方もありますが、難しいところですね。そういうところを今後、先ほど矢吹室長の方からありました、3月ないし4月には、市の計画というのをさせていただきますから、その時にしっかりご意見を。国もだいぶ変わっては来ているのですけどね。よろしくお願いします。それでは、インフルエンザの状況を、学級閉鎖の報告が毎日のようにあるのですが、三宅委員さんの方から資料を用意していただいておりますので、ご説明をお願いします。

◆三宅委員 いつも報告ありがとうございます。2月14日までをまとめました。ご覧のように、ピンクの40%を超えているところ、黄色の20%を超えているところがありまして、現在の罹患率は中学校で33.3%、小学校で31%、幼稚園で30.4%、こども園で16.2%。下の医師会からの報告を見ていただくと分かるのですが、3週よりB型の流行が始まって、A型、B型と2回罹患する例があり、全体の罹患率は30.7%です。下の方は、中学校の学年別の罹患率ですが、学年ごとの罹患率の差は大きいです。3年生は気持ちがあるのか、少なめです。いったん広がると、総社中のようにぐっと広がってしまいます。インフルエンザAの流行は終息しました。真ん中のグラフの右の端が、今年なのですが、3週よりインフルエンザBの報告が増加してきて、オレンジの棒が増えてきています。2年ぶりのB型の流行となりました。春休みに入るまでは、だらだらと流行は続くと思われています。症状としては突然の高熱・嘔吐で発症して、経口摂取ができず輸液が必要になる症例も、週に数例みかけます。B型はA型に比較して決して軽症というわけではありません

ん。6週までは小中学生の報告が多いですが、7週、今週に入って乳幼児の受診が増加しています。総社市内でも、A型の流行の学級閉鎖で、今の学級閉鎖はB型です。今まで通りの感染対策をお願いします。受験など大切な行事が控えており、特にマスクの着用をお願いします。あと、部活で来た女の子に聞いたのですが、水筒の回し飲みはしていないでしょうと言ったら、女の子はしていません。男子はしています。水筒の回し飲みはやめてねと男子に伝えてくださいとお願いしています。以上です。

◆久山教育長 ありがとうございます。何か事務局も含めて、ご質問がありましたら。それでは、議案第6号が残っているのですが、その前に、次回の教育委員会の日程ですが、3月11日（水）午後2時00分から、市役所6階602会議室で開催いたします。

次に、3月2回目の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

*** 3月2回目の教育委員会について日程調整***

◆久山教育長 それでは3月2回目の教育委員会は、3月18日（水）午後4時00分から市役所6階602会議室で開催いたします。それから、4月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

*** 4月の教育委員会について日程調整***

◆久山教育長 それでは、4月の教育委員会は、4月28日（火）午後2時00分からです。ありがとうございます。

それでは、議案第6号「校長の勤務評価について」の審議に入ります。本件については、人事に関する案件であり、非公開といたしますがいかがでしょうか。

（異議なし）

◆久山教育長 ご異議がないようですので、本件の審議は非公開といたします。関係者以外はお退席願います。

それでは、議案第6号「校長の勤務評価について」事務局から説明願います。

【事務局資料配布・説明】

◆久山教育長 ただいま事務局から説明がありました議案第6号について、ご質問はありませんか。

【質疑・答弁】

◆久山教育長 お諮りいたします。議案第6号について、可決してよろしいか。

（異議なし）

◆久山教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については可決されました。

これで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【閉会 午後0時20分】